

仕 様 書

1 機器設置の条件

省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

2 販売品目

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (2) 販売価格は、現設置自動販売機設定価格以下の価格とすること。
ただし、標準小売価格の変動等でこの価格の維持が困難な場合は、書類を添えて協議すること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、回収ボックス周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。

4 売上状況の報告

設置した自動販売機ごとの売上本数及び売上金額を、次に定めるとおり、貸付人に対し書面により報告すること。

区分	報告期限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日